

都道府県別排出量の推計方法(案)

1. 調査の背景

都道府県は、大気汚染防止法に基づく VOC 使用施設の届出事務や立ち入り検査を担うなど、わが国の VOC 排出抑制において大きな役割を担っている。これまで VOC 排出インベントリとしては全国における排出量のみを推計してきたが、今後の円滑な VOC 排出抑制対策の実施に資するため、都道府県に対しても、各地域における VOC 排出量について情報提供すべきであることが、これまで検討会においても指摘されている。

ここでは、このような背景に基づき、都道府県別 VOC 排出量の推計方法について検討を行う。

2. 都道府県別排出量推計の考え方

VOC 排出インベントリにおいては、VOC の使用や排出に関連する製品に着目し、主に発生源品目ごとに排出量推計を行っている。一方、PRTR や事業所・企業統計等の既存統計は主に業種により整理が行われていることから、都道府県別排出量を推計する際も、基本的に業種別に推計を行うこととする。

具体的な操作としては、図 1 に示すように、これまでの VOC 排出インベントリで行ってきた品目別・業種別・物質別の排出量に対し、業種ごとの配分指標を乗じて、都道府県別排出量を推計する。

これら配分方法を検討するにあたっては、以下のような点に留意して、それぞれの業種等にふさわしい方法を選定する。

排出抑制への取組の地域別の違いが明らかになる。

VOC 使用量などの活動量の地域別の違いが明らかになる。

従事者や人口等の地域別の違いが明らかになる。

その結果、表 1 のような方法で都道府県別排出量を推計することとする。

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{これまでの VOC 排出インベントリ} = \text{品目別} \times \text{業種別} \times \text{物質別}} \\
 \times \\
 \boxed{\text{業種ごとの都道府県別配分指標}} \\
 \parallel \\
 \boxed{\text{品目別} \times \text{業種別} \times \text{物質別} \times \text{都道府県別 VOC 排出インベントリ}}
 \end{array}$$

図 1 都道府県別配分のイメージ

表 1 都道府県別排出量の推計方法(案)

都道府県別排出量の推計方法	推計方法の詳細	対応する業種
排出量推計に用いている活動量等による	<ul style="list-style-type: none"> ● VOC 排出量の推計に用いている活動量等の都道府県別の値を用いる。 ● 実施可能なケースは少ない(給油所(「201 燃料(蒸発ガス)」の一部)のみで実施可能と見込んでいる)。 	<p>給油所(201 燃料(蒸発ガス)の一部) (給油所は燃料小売業として PRTR の対象であるが、規模要件に満たない小規模事業所が多いと考えられることから、PRTR データを用いない。)</p>
PRTR データによる	<ul style="list-style-type: none"> ● PRTR データにより都道府県配分を行う。 ● 事業所・企業統計の従業者規模より PRTR における捕捉率を推定し、PRTR データの利用の可否を判断する(表 2 参照)。 ● 主に、製造業、倉庫業等が対象となることが予想される。製造業であっても業種によっては、対象とすべきでない業種の存在も予想される。 ● 「電気業」、「鉄道業」で PRTR 対象となっているのは事業所敷地内のみであるが、目安として用いることは可能。 	<p>PRTR 届出対象業種 製造業 33 電気業 36 水道業 42 鉄道業 47 倉庫業 等 (表 2 参照)</p>
工業統計による	<ul style="list-style-type: none"> ● 工業統計の「原材料使用額等」を用いて都道府県配分を行う。 ● 製造業のうち、PRTR データによる推計を行うことが適当でないと判断された業種を対象とする。 	
サービス業基本調査による	<ul style="list-style-type: none"> ● サービス業基本調査の「事業収入」を用いて都道府県配分を行う。 	<p>サービス業のうち PRTR データによる推計を行うことが適当でないと判断された業種を対象とする。具体的には以下の業種が相当する。 82 洗濯・理容・美容・浴場業のうち 8211 普通洗濯業、8213 リネンサプライ業 80 専門サービス業 85 廃棄物処理業 86 自動車整備業 87 機械修理業(別掲を除く) 90 その他の事業サービス業</p>

都道府県別排出量の推計方法	推計方法の詳細	対応する業種
事業所・企業統計による	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所・企業統計における従業者数より配分する。 	05 鉱業(金属鉱業) 60 その他の小売業 76 学校教育
他の指標による	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所以外で行われている排出については、PRTR 非点源排出量推計を参考に都道府県配分を行う。 	(以下の業種)
	<ul style="list-style-type: none"> ● 「06 総合工事業」の塗料の使用については(社)日本塗装工業会における完成工事額より都道府県配分を行う。 	06 総合工事業
	<ul style="list-style-type: none"> ● 「06 総合工事業」の接着剤の使用については、建築統計年報、建設工事施工統計調査報告より都道府県配分を行う。 	063 舗装工事業
	<ul style="list-style-type: none"> ● 「063 舗装工事業」については、道路統計年報より、道路実延長を用いる。 	98 特定しない業種 99 家庭
	<ul style="list-style-type: none"> ● VOC 排出量自体が PRTR 届出外推計の引用であることから、都道府県別排出量についても PRTR による配分を引用する。 	01 農業 04 漁業

3. 業種ごとの推計方法

具体的な業種ごとの推計方法の判断フローを図 2 に示した。

また、PRTR データを用いて都道府県別排出量の推計を行う可否を判断するために、事業所・企業統計における 20 人以上の事業所での従業者数の全従業者数に対する割合を表 2 に示す。

PRTR の規模要件は、(1) 事業者ごとに従業員 21 人以上、かつ、(2)事業所ごとに対象物質の年間取扱量 1 トン以上(特定第一種指定化学物質である場合には 0.5 トン以上)、を満たすことであるが、21 人以上の企業に属する事業所の従業員数を都道府県ごとに把握することは困難であることから、ここでは、事業者と事業所の違いや、事業所・企業統計の制約により条件が異なっているものの、上述の数値を PRTR の捕捉率の目安として用い、20 人以上の事業所の従業者割合が 70%を超える業種は、PRTR データにより推計するものとした。

業種ごとの具体的な都道府県別排出量の推計方法を表 2 に示した。総合工事業についてのみ、業種以外に塗装と接着という排出源品目別に異なる推計方法を用いることとなった。

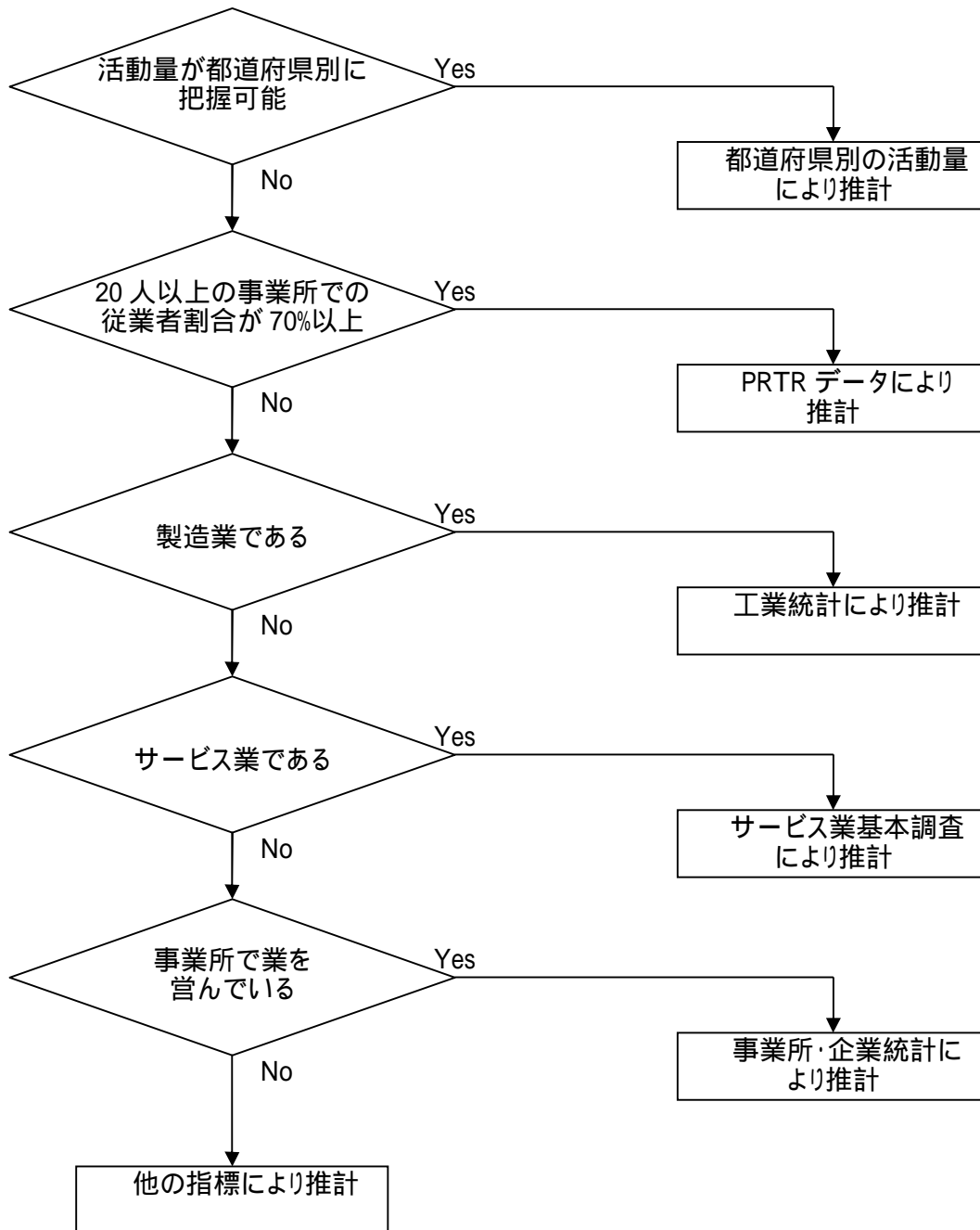


図 2 都道府県別推計方法の判断フロー

表 2 PRTR 対象業種における 20 人以上の事業所での従業者数の割合

業種 番号	業種名称	20 人以上 の事業所 の従業者 数割合	70% 超	PRTR 対象業種
05	鉱業	43%		金属鉱業、原油天然ガス鉱業
09	食料品製造業	81%		
10	飲料・たばこ・飼料製造業	68%		
11	繊維工業	53%		
12	衣服・その他の繊維製品製造業	54%		
13	木材・木製品製造業(家具を除く)	48%		
14	家具・装備品製造業	45%		
15	パルプ・紙・紙加工品製造業	75%		
16	印刷・同関連業	61%		
17	化学工業	92%		
18	石油製品・石炭製品製造業	75%		
19	プラスチック製品製造業	72%		
20	ゴム製品製造業	81%		
21	なめし革・同製品・毛皮製造業	42%		
22	窯業・土石製品製造業	64%		
23	鉄鋼業	86%		
24	非鉄金属製造業	85%		
25	金属製品製造業	60%		
26	一般機械器具製造業	74%		
27	電気機械器具製造業	86%		電気機械器具製造業
28	情報通信機械器具製造業	93%		
29	電子部品・デバイス製造業	91%		
30	輸送用機械器具製造業	90%		
31	精密機械器具製造業	80%		
32	その他の製造業	51%		武器製造業、その他の製造業
33	電気業	96%		
34	ガス業	93%		
35	熱供給業	57%		
36	水道業	71%		
42	鉄道業	90%		
47	倉庫業	71%		
54	その他の卸売業	52%		石油卸売業 鉄スクラップ卸売業*)、自動車卸売業*) *)自動車用エアコンディショナーに封入された物質を 取り扱うものに限る。
55	各種商品小売業	96%		燃料小売業が含まれるが、業種が整合し ないこと、小規模事業所が多いことが分 かっているため、他の方法による。
76	学校教育	85%		高等教育機関(付属施設を含み、人文科学のみ に係るものを除く。)
80	専門サービス業	40%		写真業、商品検査業、計量証明業(一般計 量証明業を除く。)
81	学術・開発研究機関	92%		自然科学研究所
82	洗濯・理容・美容・浴場業	20%		洗濯業
85	廃棄物処理業	64%		一般廃棄物処理業(ごみ処分量に限る。) 産業廃棄物処分量(特別管理産業廃棄物処理 業を含む。)
86	自動車整備業	15%		自動車整備業
87	機械等修理業(別掲を除く)	53%		機械修理業

出典:「平成 18 年度事業所・企業統計調査」総務省統計局 <http://www.stat.go.jp/data/jigyoku/2004/index.htm>

注: VOC 排出インベントリ及び PRTR で対象となっている業種について、従業者規模で 20 人以上の事業所で働いて
いる従業者の全従業者に対する割合を示した。

表 3 業種ごとの都道府県別排出量推計方法

業種		推計方法
01	農業	PRTR 推計結果を引用
04	漁業	PRTR 推計結果を引用
05	鉱業	PRTR データにより配分
06	総合工事業	311 塗料については、(社) 日本塗装工業会「完成工事額」データにより配分 313 接着剤については、建築統計年報の新築着工床面積、建設工事施工統計調査報告の元請完成工事高により配分
063	舗装工事業	全国道路利用者会議の道路実延長より配分
09	食料品製造業	PRTR データにより配分
10	飲料・たばこ・飼料製造業	工業統計により配分
11	繊維工業	工業統計により配分
12	衣服・その他の繊維製品製造業	工業統計により配分
13	木材・木製品製造業	工業統計により配分
14	家具・装備品製造業	工業統計により配分
15	パルプ・紙・紙加工品製造業	PRTR データにより配分
16	印刷・同関連業	工業統計により配分
17	化学工業	PRTR データにより配分
18	石油製品・石炭製品製造業	PRTR データにより配分
19	プラスチック製品製造業	PRTR データにより配分
20	ゴム製品製造業	PRTR データにより配分
21	なめし革・同製品・毛皮製造業	工業統計により配分
22	窯業・土石製品製造業	工業統計により配分
23	鉄鋼業	PRTR データにより配分
24	非鉄金属製造業	PRTR データにより配分
25	金属製品製造業	工業統計により配分
26	一般機械器具製造業	PRTR データにより配分
27	電気機械器具製造業	PRTR データにより配分
28	情報通信機械器具製造業	PRTR データにより配分
29	電子部品・デバイス製造業	PRTR データにより配分
30	輸送用機械器具製造業	PRTR データにより配分
31	精密機械器具製造業	PRTR データにより配分
32	その他の製造業	工業統計により配分
33	電気業	PRTR データにより配分
34	ガス業	PRTR データにより配分
42	鉄道業	PRTR データにより配分
47	倉庫業	PRTR データにより配分
60	その他の小売業	都道府県別活動量等による(燃料小売業)。 事業所統計による(「422 滅菌・殺菌・消毒剤」に関するその他小売業)
76	学校教育	PRTR により配分
80	専門サービス業	サービス業基本調査により配分
81	学術・開発研究機関	PRTR により配分
82	洗濯・理容・美容・浴場業	サービス業基本調査により配分
85	廃棄物処理業	サービス業基本調査により配分
86	自動車整備業	サービス業基本調査により配分
87	機械修理業	サービス業基本調査により配分
90	その他の事業サービス業	サービス業基本調査により配分
98	特定しない業種	住民基本台帳人口要覧より配分
99	家庭	住民基本台帳人口要覧より配分

4. 給油所からの都道府県別 VOC 排出量推計方法

給油所からの VOC 排出量は、表 4 及び表 5 に示すような方法で、蒸気回収装置の設置率を算出し、排出量推計を行った。今回調査においては、全国ガソリン販売量(表 5 の項目(f))及び PRTR 届出排出量(5 物質)(表 20 の項目(g))を都道府県別の値に置き換えることにより、蒸気回収装置の設置率(表 5 の項目(k))についても都道府県別の値を得、それにより、VOC 排出量を推計する予定である。

表 4 PRTR 届出データの捕捉率の算出過程とその結果

項目	項番	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
条例のない道府県におけるガソリン販売量 (kL/年)	(a)	35,625,707	38,185,129	37,440,967
5 対象化学物質 ^{注1)} の無対策時の排出係数の合計 (kg/kL)	(b)	0.0425013	0.0430383	
条例のない道府県の対象化学物質排出量の合計 (kg/年)	(c)=(a) × (b)	1,514,140	1,643,422	1,611,395
条例のない道府県の PRTR 届出排出量(5 物質の合計) ^{注2)} (kg/年)	(d)	843,804	847,267	913,270
PRTR 届出データの捕捉率(%)	(e)=(d) / (c)	56%	52%	57%

注1: 5 対象化学物質とは、ベンゼン、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、1,3,5-トリメチルベンゼンである。

注2: 平成 12 年度の PRTR 届出排出量は平成 13 年度実績を代用している。

注3: 条例のない道府県においては規模の大小に関係なく、全ての給油所において排出抑制対策が行われていないと仮定した。

注4: H17 年度における給油所数は 47,584 (揮発油等の品質確保等に関する法律に基づく登録給油所数)、PRTR で届出を行っている燃料小売業の事業所数は 17,281 であり、件数ベースでの PRTR 届出カバー率は 36%である。

出典(規制のない道府県の PRTR 届出排出量(5 物質)): 化管法届出開示データに基づいて作成した。

表 5 蒸気回収装置の設置率の算出過程とその結果

項目	項番	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
全国ガソリン販売量(kL/年)	(f)	57,803,341	63,157,774	62,316,918
PRTR 届出データの捕捉率(排出量ベース)(%)	(e) 【再掲】	56%	52%	57%
全国の PRTR 届出対象事業者へのガソリン販売量(kL/年)	(h)=(f) × (e)	32,212,806	32,561,008	35,318,565
PRTR 届出排出量(5 物質の合計)(kg/年)	(g)	1,151,222	1,191,679	1,263,443
平均排出係数(kg/kL) ^{注1)}	(i)=(g) / (h)	0.036	0.037	0.036
5 対象化学物質の無対策時の排出係数の合計(kg/kL)	(b) 【再掲】	0.0425013	0.0430383	
受入対策時の排出係数の合計(kg/kL) ^{注2)}	(j)	0.0265111	0.0268461	
PRTR 届出対象事業者における蒸気回収装置の設置率(%) 注1)	(k)=((b)-(i)) / ((b)-(j))	42%	41%	46%

注1: 平均排出係数及び蒸気回収装置の設置率の推計結果は PRTR 届出対象事業者における数値である。

注2: 「受入対策時の排出係数」は、受入ロスに係る排出係数に 0.15 を乗じた数値と給油ロスに係る排出係数を加えた数値である。

出典: 平成 19 年度 揮発性有機化合物(VOC)排出インベントリ作成等に関する調査業務報告書(平成 20 年 3 月、

5. 参考

(1) 化管法における「すそ切り推計」「非点源推計」

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づいて行われている届出外排出量推計のうち、VOC 排出インベントリの参考になるものとしては、「すそ切り以下事業者」(対象業種には属しているが、従業員数または化学物質の年間取扱量の規模がすそ切り以下である者)及び「非点源」(非対象業種、移動体、家庭)を対象とした推計が考えられる(図 3 参照)。

それぞれの発生源における都道府県別推計の方法の概略については、表 6 に示すとおりである。

- すそ切り以下排出量の推計においては、一旦全体の排出量を推計した上で届出分の排出量を除外しており、都道府県配分においても、届出分を除外した配分指標を採用しているため、VOC を扱っている全ての事業所を対象としている VOC 排出インベントリにおける都道府県別の排出量推計とは対象が合致していない。
- 非点源推計においては、自動車(排ガス及び蒸発)や汎用エンジンのように、VOC 排出インベントリの対象とならない発生源がある一方、事業所以外の建築現場や家庭で使用している塗料、接着剤のように、VOC 排出インベントリと対象が重なるケースもある。

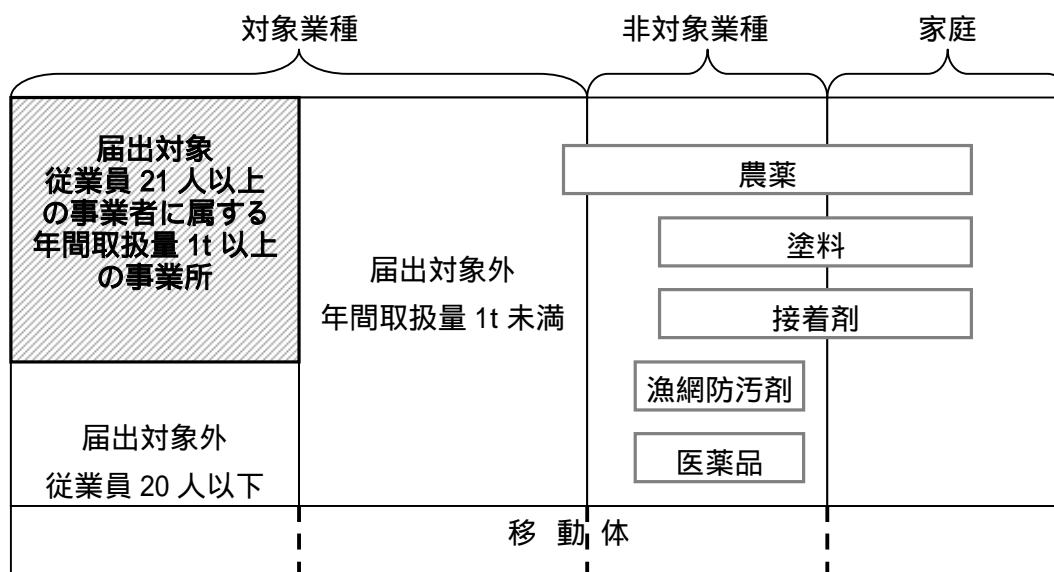


図 3 PRTR における推計等の区分(イメージ)

表 6 化管法に基づく推計における都道府県別推計の方法の概略

区分	対象発生源	都道府県別推計の方法の概略
すそ切り 以下	届出対象業種の事業所のうち小規模なもの	<ul style="list-style-type: none"> - 「事業所・企業統計調査」(総務省)の事業所数により簡易に推計している。 - 対象業種の全事業所から届出事業所を差し引く等の方法は過度に煩雑であるとの判断による。
非点源	届出対象となっていない発生源	<ul style="list-style-type: none"> - 塗料及び接着剤のうち建設、家庭等で使用しているものについては、完成工事額や世帯数等の指標により配分している。 - その他の発生源については、農薬(農耕地等での散布)、移動体等 VOC 排出インベントリの対象とならないものである。

表 7 非点源排出量推計における塗料に係る都道府県への配分指標

需要分野	配分指標	資料名等
建築工事業	完成工事額(「建築塗装」及び「防水」の合計)(百万円)	(社)日本塗装工業会(平成 18 年度)
土木工事業	完成工事額(「橋梁塗装」及び「タンク・プラント設備」の合計)(百万円)	(社)日本塗装工業会(平成 18 年度)
舗装工事業	道路実延長(km)	道路統計年報 2007 (全国道路利用者会議)
家庭	世帯数	平成 19 年住民基本台帳人口要覧((財)国土地理協会(平成 19 年7月))

出典:「平成 19 年度 PRTR 届出外排出量推計・化管法見直し検討業務報告書 第 1 分冊届出外排出量の推計」(平成 20 年 3 月、社団法人環境情報科学センター)

注:(社)日本塗装工業会の完成工事額は企業の本社がある都道府県ごとに集計されており、必ずしも工事を実施した都道府県とは一致しない。確実に把握できる統計データとしてさらに適切な配分指標が確認できないため、当面、このデータを用いることとしている。

表 8 非点源排出量推計における接着剤に係る都道府県への配分指標(平成 17 年度)

需要分野	配分指標	資料名等
建築工事業(住宅) 建築工事業(非住宅) (建築現場等での直接排出)	新築着工床面積 (住宅・非住宅)(m^2)	平成 19 年度版建築統計年報(国土交通省)
建築工事業(住宅) 建築工事業(非住宅) (合板等の 2 次排出)	新築着工床面積 (住宅・非住宅)(m^2)	
土木工事業	元請完成工事高(維持修繕工事、住宅・非住宅)(百万円)	平成 17 年度建設工事施工統計調査報告(国土交通省)
	元請完成工事高(土木)(百万円)(施行都道府県別)	
家庭	世帯数	平成 19 年住民基本台帳人口要覧 (財)国土地理協会)

出典:「平成 19 年度 PRTR 届出外排出量推計・化管法見直し検討業務報告書 第 1 分冊届出外排出量の推計」(平成 20 年 3 月、社団法人環境情報科学センター)

注:建築統計年報における新築着工床面積の「非住宅」の区分は、同統計における「住宅」以外の全ての用途を含めている。

(2) 各種統計資料

各種統計資料の使用可能年度について表 9 に、各種統計資料の概要について表 10 から表 17 に示す。なお、建築統計年報、建設工事施工統計調査報告、道路統計年報、住民基本台帳人口要覧、(社)日本塗装工業会における完成工事額については、毎年の利用が可能であり、表 9 に記載しなかった。

表 9 各種統計資料と使用可能年度

統計資料名	VOC 排出インベントリの対象年度ごとの統計データの年度				備考
	H12 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	
PRTR	H13	H17	H18	H19	H19 データの公表は H20 年 2 月頃を予定
工業統計	H12(全数)	H17(全数)	H18 (4 人以上)	H19 (4 人以上)	全数調査と 4 人以上の事業所のみ調査がある。
事業所・企業統計	H11/H13	H13/H18	H18	H18	次回は H23 年度調査
サービス業基本調査	H11	H16			次回は H21 年度調査

表 10 工業統計の概要

調査名	工業統計調査
書籍名	工業統計表
所管	経済産業省 経済産業政策局 調査統計部
目的	我が国の工業の実態を明らかにし、産業政策、中小企業政策など、国や都道府県などの地方公共団体の行政施策のための基礎資料とする。また、我が国の経済統計体系の根幹を成し、経済白書、中小企業白書などの経済分析及び各種の経済指標へデータを提供することを目的とする。
調査周期	毎年
対象範囲	全国の事業所のうち、「製造業」に属するもの 西暦末尾 0、3、5、8 年については全数調査(H12、H15、H17、H20) 西暦末尾 1、2、4、6、7、9 年については、従業員 4 人以上の事業所のみ調査 平成 17 年調査結果では 468,841 事業所 (回収率は約 95%)
調査内容	【甲調査(従業員が 30 人以上の事業所)】 事業所の名称・所在地、資本金額又は出資金額、従業員数 原材料、燃料、電力の使用額及び委託生産費 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額 製造品の出荷額、在庫額等 【乙調査(従業員が 29 人以下の事業所)】 事業所の名称・所在地、資本金額又は出資金額、従業員数 原材料、燃料、電力の使用額及び委託生産費(外注加工費)の合計金額 製造品在庫額、半製品及び仕掛品額の合計金額(西暦末尾 0,5 年のみ調査)(従業員が 10 人以上の事業所) 製造品出荷額等
整理方法	業種分類:中分類(2 桁)・都道府県分類:都道府県及び政令市のデータが利用可能
url	http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/index.html

表 11 事業所・企業統計調査の概要

調査名	事業所・企業統計
書籍名	事業所・企業統計調査報告
所管	総務省
目的	事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、各種標本調査実施のための母集団情報となる事業所及び企業の名簿を整備することを目的として行われる。
調査周期	昭和 56 年以降は 5 年ごとに国や地方公共団体の事業所も含めた調査(大規模調査)その中間年には民営事業所を対象とした簡易な内容の調査(簡易調査)を実施。
対象範囲	大規模調査では、調査日現在で国内に所在するすべての事業所が調査対象となる。ただし、次の事業所は調査対象から除く。 (1)農・林・漁家 (2)住み込みのお手伝いさん、大使館、領事館など
調査内容	(1) 甲調査(民営の事業所が対象) [事業所に関する事項] 名称及び電話番号、所在地、経営組織、本所・支所の別、開設時期、従業者数、事業の種類・業態、形態 [企業に関する事項] 本所・本社・本店の名称及び電話番号、本所・本社・本店の所在地、登記上の会社成立の年月、資本金額及び外国資本比率、親会社・関連する会社の有無、親会社の名称及び電話番号、親会社の所在地、子会社の数、支所・支社・支店の数、会社全体の常用雇用者数、会社全体の主な事業の種類、会社形態の変更状況、電子商取引の実施状況 (2) 乙調査(国、地方公共団体の事業所が対象) 名称及び電話番号、所在地、職員数、事業の種類
整理方法	業種は中分類(2 桁)・従業者規模は 10 段階のものが利用可能
url	http://www.stat.go.jp/data/jigyoku/2006/index.htm

表 12 建築統計年報の概要

調査名	建築動態統計調査	
書籍名	建築統計年報(月次報告は、建築統計月報)	
所管	国土交通省	
目的	全国の建築物の動態を明らかにし、建築及び住宅に関する基礎資料を得ることを目的とする。	
調査周期	毎月(年計は毎年1月末に公表、年度計は毎年4月末に公表)	
対象範囲	10 m ² を超える建築物の建築、又は、建築物の除却、災害による滅失 都道府県への届出・報告を国土交通省がとりまとめている	
調査内容	建築着工統計調査	
	建築物着工統計、住宅着工統計、補正調査	
	建築物滅失統計調査	
	建築物除却統計、建築物災害統計	
	統計種類	内容
	建築物着工統計	建築物の着工状況(建築物の数、床面積の合計、工事費予定額)を建築主、構造、用途等に分類して把握
	住宅着工統計	着工建築物のうち、住宅の着工状況(戸数、床面積の合計)を構造、建て方、利用関係、資金等に分類して把握
補正調査	建築物の竣工時に実際にかかった費用(工事実施額)を実地に調査し、着工時における工事費予定額との乖離を明らかにする。	
建築物除却統計	老朽、増改築等により除却される建築物の状況(建築物の数、戸数、床面積の合計、建築物の評価額)を用途、構造等に分類して把握。	
建築物災害統計	火災、風水災、震災等により失われた建築物の状況(建築物の数、戸数、床面積の合計、建築物の損害見積額)を把握	
url	http://www.mlit.go.jp/toukeijouhou/chojou/gai_kent.htm	

表 13 建設工事施工統計調査報告の概要

調査名	建設工事施工統計調査
書籍名	「建設工事施工統計調査報告」(調査結果は、3月末に新聞等へ公表すると共に、建設統計月報(定期刊行物)に掲載している。)
所管	国土交通省
目的	建設業者が1年間に施工した建設工事の完成工事高等を調査し、建設業の実態、建設活動の内容を明らかにすることによって、経済政策、建設行政等に資することを目的としている。
調査周期	毎年
対象範囲	建設業法上の登録業者、直営で建設工事を行う国、地方公共団体、公社、公団等の公共機関、民間電気通信事業者を対象とする。 標本抽出調査
調査内容	(1) 経営組織 (2) 資本金又は出資金 (3) 有形固定資産(土地を除く) (4) 業種 (5) 就業者数 (6) 年間完成工事高 (7) 兼業売上高 (8) 年間受注高 (9) 建設業の付加価値額
url	http://www.mlit.go.jp/toukeijouhou/chojou/gaiyo_b1t2.html

表 14 道路統計年報の概要

調査名	道路統計調査
書籍名	道路統計年報
所管	国土交通省
目的	社会状況に対応した道路整備計画等の立案、策定及び道路施設の管理等、今後の道路行政に資するための基礎資料を得ることを目的としている。
調査周期	毎年
対象範囲	1. 道路施設現況調査 道路法第3条による道路を管理する78機関 2. 道路事業費等に関する調査 各年度において対象事業を実施した道路管理者79機関
調査内容	1. 道路施設現況調査 高速自動車国道、一般国道、主要地方道、一般都道府県道、市町村道、独立専用自歩道、部分自歩道、有料道路等の現況(総延長、実延長、幅員、面積、等)、橋梁の現況(種別、架設年次、橋長、幅員、通行制限等)、トンネルの現況(分類、建設年次、延長、幅員、通行制限等)、踏切道(種別、延長、幅員、道路勾配、遮断時間等)等 2. 道路事業費等に関する調査 一般道路事業費、都市計画街路事業費、有料道路事業費、道路災害復旧事業費、失業対策事業費等、一般道路事業量、都市計画街路事業量、地方公共団体の歳出総額及び道路に関する収入及び車税 等
url	http://www.mlit.go.jp/toukeijouhou/chojou/gaiyo_b6t9.html

表 15 住民基本台帳人口要覧の概要

調査名	住民基本台帳人口移動報告
書籍名	「住民基本台帳人口移動報告月報」(各月の移動数) 「住民基本台帳人口移動報告年報」(年間の移動数)
所管	総務省
目的	市町村長(東京都特別区の区長を含む。以下同じ。)が作成する住民基本台帳により、人口の移動状況を明らかにすることを目的とする。
調査周期	毎月
対象範囲	住民基本台帳に記録された調査日現在の市区町村別の男女別・年齢別人口及び世帯数ならびに当該調査期間の市区町村別人口動態(住民票記載数及び消除数)。日本の国籍を有しない者その他政令で定める者については、適用しない。
調査内容	(1) 住民基本台帳法第 22 条の規定による届出のあった転入者に係る住所(市区町村コード)、性別、変更情報(異動事由、異動年月) (2) 住民基本台帳法第 8 条の規定により職権で住民票に記載された転入者に係る住所(市区町村コード)、性別、変更情報(異動事由、異動年月) (注)住民基本台帳ネットワークシステムに接続していない市町村長からは、都道府県知事を経由して毎月報告を受けて作成する。
整理方法	
url	http://www.stat.go.jp/data/idou/index.htm

表 16 (社)日本塗装工業会における完成工事額の概要

調査名	年間完成工事額、高性別年間完成工事額比、新築・塗り替え工事別および官庁・民間工事別年間完成工事額比
書籍名	なし
所管	社団法人日本塗装工業会
目的	塗装工事の実態把握
調査周期	毎年
対象範囲	国内における塗装工事
調査内容	国内における塗装工事の金額等
url	Web 上には公表せず。

表 17 サービス業基本調査の概要

調査名	サービス業基本調査
書籍名	なし
所管	総務省
目的	我が国においてサービス業の事業・活動を行っている事業所・店舗・施設(以下「事業所」という。)の基本的属性、経理事項及び業務の実態に関する事柄を調査し、我が国のサービス業の経済活動及び業務の実態を全国及び地域別に明らかにすることにより、各種行政施策のための基礎資料を得ること
調査周期	平成元年から 5 年おき(平成 6 年、平成 11 年、平成 16 年)
対象範囲	日本標準産業分類(平成 14 年改訂)においてサービス業と考えられる事業を営む民営事業所。従業者数 30 人未満の事業所については一部を抽出
調査内容	名称、所在地、従業者数、収入額(年間)、相手先別収入額、経費総額、設備投資額等
url	http://www.stat.go.jp/data/service/2004/index.htm